

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省大臣官房政策金融課）

項目名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長		
税目	印紙税（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号）		
要望の内容	<p>【株式会社日本政策金融公庫等に係る措置】</p> <p>（措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等</p> <p>（措置内容） 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業（生活衛生貸付を除く）及び株式会社日本政策投資銀行が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、引き続き所要の措置を講ずる。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に対応していく必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等への資金繰りを支援する。
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和2年度予算において、以下の通り措置している。 ・株式会社日本政策金融公庫出資金：4,474,200,000千円の内数 ・危機対応円滑化業務出資金：760,900,000千円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
	要望の措置の妥当性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。</p> <p>令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長することを要望し、要望どおり延長された。</p> <p>令和4年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。</p> <p>令和5年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和6年3月末まで延長された。</p>	

項目名	国家公務員共済組合制度の見直しに伴う税制上の所要の措置								
税目	所得税、消費税、酒税、国外送金等調書法、租税条約等実施特例法、国税徴収法								
要望の内容	<p>育児休業手当金に対する所得税等について、国家公務員共済組合制度の被保険者である国家公務員などの生活の保障又は生活の安定を図るため、令和5年度に育児休業手当金の支給額を見直す場合において、令和6年度以降の育児休業手当金ついて、引き続き、国家公務員共済組合法第49条等に基づく非課税措置を講じる。</p> <p>その他雇用保険制度に関し、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）等において、育児時短就業給付（仮称）の創設等が盛り込まれたところ。関連する制度改正等を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p> <p>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）（抄） （給付を受ける権利の保護） 第四十八条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。</p> <p>（公課の禁止） 第四十九条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="901 1131 1497 1299"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充する又は理由は	<p>(1) 政策目的 国家公務員共済組合制度における被保険者である国家公務員等の生活の保障又は生活の安定を図ることができる。</p> <p>(2) 施策の必要性 育児休業手当金を含めた保険給付は、被保険者である国家公務員等の生活の保障又は生活の安定を図るために支給されるものであるため、国家公務員共済組合法第49条等に基づき非課税等（注）となっている。</p> <p>（注）雇用保険制度と同様。</p> <p>これまでと同様、引き続き、被保険者である国家公務員等の生活の保障又は生活の安定を図るため、増額部分についても所要の措置を講じる必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
		政策の達成目標	非課税措置等の拡充をすることにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の構築及び管理を図り、被保険者である国家公務員等の生活の保障又は生活の安定を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		国家公務員共済組合制度に基づき、被保険者である国家公務員等の生活の保障又は生活の安定を図ることができる。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>実績なし</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省大臣官房信用機構課）

項目名	銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）の延長		
税目	法人税		
要望の内容	<p>銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）については、租税特別措置法において以下の特例が措置されている。このうち、令和6年3月末で日切れとなる③（機構の欠損金の繰戻しによる還付）について、延長することを要望する。</p>		
		機構の法人税に係る特例	(参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い
	①	欠損金の繰越控除の繰越期間 制限なし (令和14年3月末まで措置)	10年間
	②	繰越控除される欠損金の限度額 所得金額の100% (令和18年3月末まで措置)	所得金額の50%
	③	欠損金の繰戻しによる還付 あり (令和6年3月末まで措置)	なし
容	平年度の減収見込額		— 百万円
	(制度自体の減収額)		(— 百万円)
	(改正増減収額)		(— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての上記役割を十分に果たせるよう措置されているものであることから、延長する必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		政策の達成目標	銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、機構が銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	租税特別措置法第 66 条の 12 第 1 項の不適用期限まで
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	政策目標の達成状況	機構は、その設立から令和 4 年度末までの間に、3 兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行っているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込みは機構のみである。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、当該特例措置を設けることは有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	○国税 <ul style="list-style-type: none"> 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しについて、内国法人は、各事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度において生じた欠損金のみ繰越しの対象となるところ、機構は、令和 14 年 3 月 31 日以前に開始する各事業年度において、年数の制限なく繰越し控除が可能であるとされている（租税特別措置法第 66 条の 11 の 4 第 1 項）。 欠損金の繰越し控除額について、中小法人等以外の法人は、繰越し控除をする事業年度における繰越し控除前所得の 100 分の 50 相当額が限度であるところ、機構は、繰越し控除前所得を限度額として繰越し控除が可能であるとされている（租税特別措置法第 66 条の 11 の 4 第 2 項）。

		<p>○地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人住民税（法人税割）の課税標準の計算に際し、法人税の還付額を控除することとされている（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（以下「保有制限法」という。）第58条第1項）。 事業税（所得割）の課税標準の計算に際し、法人税の還付に対応する欠損金を損金に繰り入れることとされている（保有制限法第58条第2項、保有制限法施行令第25条第2項）。 事業税（資本割）の課税標準の計算に際し、令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度において、資本金等の額を10億円とみなすこととされている（地方税法附則第9条第3項）。 										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—										
	要望の措置の妥当性	<p>機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、延長の措置が必要である。</p>										
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>—</p> <p>なお、本特例措置は、令和4年度税制改正にて保有制限法から租税特別措置法に移管したもの。保有制限法において措置していた本特例による適用実績は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>減収（繰戻還付）額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（年度）</td> <td>（減収額）</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>76百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>2,867百万円</td> </tr> </table>	減収（繰戻還付）額		（年度）	（減収額）	平成14年度	76百万円	平成20年度	38百万円	平成24年度	2,867百万円
	減収（繰戻還付）額											
	（年度）	（減収額）										
平成14年度	76百万円											
平成20年度	38百万円											
平成24年度	2,867百万円											
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—											
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、相応の役割を果たしているものと認められる。</p>											

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、機構が銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ること。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行っているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>令和4年度税制改正にて保有制限法から租税特別措置法に移管し、創設。</p>